

天皇陛下御在位五〇年の回顧

明治憲法下の一九年間は暗黒時代
軍人による政権奪取の連續テロ
議会の完全無力化と政党の解消
天皇は終始対米英戦争に御反対
天皇の御意思は重要国策に不反映

田 村 幸 策
(法学博士)

目 次

- 一 満州事変
- 一一十月事件
- 一一立憲君主と明治憲法
- 一一日本に二つの政府
- 一一五・一五事件
- 一一十一月事件
- 一一張作霖爆殺事件
- 一一二・二六事件
- 一一ロンドン海軍条約
- 一一日支戦争
- 一一日独伊三国同盟
- 一一戦争決意の御前会議
- 一一開戦決定の御前会議
- 一一ボッサム宣言成立過程
- 一一終戦の御前会議
- 一一最後の御前会議
- 一一天皇陛下とマッカーサー將軍
- 一一ベルサイユの教訓

○ 立憲君主と明治憲法

天皇陛下の御即位から太平洋戦争の終結までの一九年間、日本は明治憲法の治政下にあつた。天皇は「國の元首」
天皇陛下御在位五〇年の回顧（田 村）

として「統治権を絶擱」されたが、決して独裁君主としてでなく、立憲君主として「憲法の条規」によって統治された。「立法権」は帝国議会の協賛を経て行われ、「司法権」は天皇の名において裁判所が行い、宣戰講和の大権、條約締結の大権、軍の編制と常備兵額決定の大権は、國務大臣の輔弼（進言と同意）によって行われたが、陸海軍の「統帥大権」のみは「憲法上の慣習」によって他の國務上の大権と區別され、參謀總長と軍令部總長の輔弼によって行われたのである。従つてこれら大権の行使に対するすべての責任は、輔弼者たる國務大臣または參謀總長、軍令部總長が負担するのである。「天皇は神聖にして犯すべからず」であつて、すべての大権の行使に対し、天皇御自身その責に任ずることのない無答責な存在であらせられた。しかし立憲政治は責任政治であつて、國政に対しては常に責任者の存在を要求する。故に憲法は國務上の大権行使に対しては、すべての責任を國務大臣に帰属せしめてゐる。しかし國務大臣が天皇の大権行使に対して責任を負担する理由は、大臣が「天皇に代つて」責任を負うのではなく、天皇の國務上の行為は常に國務大臣の進言と同意（輔弼）によつて行われるのであるから、大臣は「自己のかかる進言と同意」に対して責任を負うのである。軍の統帥大権も重要な「國務」の一であつて、他の國務上の大権と「區別」する「憲法の明文」は存在しないのである。したがつてこの大権のみは一見恰も陛下御自身単獨で行使されるかのごとくであるが、それは決してそうではなく、他の國務と同様に輔弼機關を必要とする。ただ「統帥」すなわち軍の指揮命令、という特殊にして高度な専門的性格の國務たるに鑑み、國務大臣（内閣または政府）とちがつた參謀本部と軍令部といふ別個な輔弼機關が設けられている。従つて統帥大権の行使に対する責任はすべて參謀總長または軍令部總長が負担することに寸毫の疑いない。

天皇陛下は太平洋戦争の「終結」に当つては、陛下の偉大な權威をご使用になつて万民をお救いあそばされたにも

かかわらず、なぜ同じ権威をお揮い下さって、戦争の「開始」を阻止あそばされなかつたのか、それではあの無謀な「開戦」と悲惨な「敗戦」とに対する責任をさけえられないのではないか、との一見尤もらしいロジックが、極東国際軍事裁判の裁判長ウエップを初め、日本国内では共産党の連中によつて故意に流布されてゐた。しかしこの説は前述の明治憲法下における立憲君主としての天皇のお立場を全然知らないか、またはためにする者の悪宣伝にすぎないものである。正しい歴史はむしろ明治憲法時代の一九年間は、陛下がいかに軍部の我儘を制することに「苦心あそばされたかの忍耐強い賢明な「奮闘記」であったことを立証してゐる。従つてかかる誤った説は明治憲法を小心翼々と厳正忠実にご順守あそばされた陛下にとつては、まことに堪えがたい不正不当な心理的圧迫でなければならない。

しかしその問題に関しては幸に終戦の翌年一月下旬陛下ご自身侍従長藤田尚徳（元海軍大将）に次のごとく具体的にい説明あそばされた貴重な記録が残されている。これ以上な正確かつ有権威な資料は望めない。

「申すまでもないが戦争はなすまじきもので、この戦争もどうかして避けようと、私（陛下は「ワタシ」と仰せらる）は、およそ考えられるだけは考え尽した。打てる手は悉く打つてみた。しかし私の力の及ぶ限りのあらゆる努力も効を見ず、遂に戦争に突入してしまつたことは實に残念なことであつた。この頃世間には戦争を終らせた天皇が何故開戦前に戦争を阻止しなかつたか、という疑問をいだいている者があるようだ。これを尤もと聞く人もあるう。しかしそれは、そういうことには、ならない。立憲國の天皇は憲法の枠の中に、その言動を制約せられる。この枠を勝手に外して任意の言動に出る」とは許されない半面、同じ憲法には國務大臣についての規定があつて、大臣は平素より大なる権限を委ねられ、重い責任を負わされている。大臣の憲法によるこの権限、責任の範囲内に

は、天皇は勝手に容喙し干渉することは許されない。それ故に内政、外交、軍事につき、これを管掌する官庁で衆知を傾け慎重に審議した上、その成果を私の前に持ってきて裁可を請うといわれた場合、合法的の手続を尽してここまで取運んだものを、たとえそのことが私としては甚だ好ましからざることであっても、裁可する外はない。立憲国の天皇のとるべき唯一の途である。もしかかる場合私がその時の考へで却下したとしたら、どうすることになるか。憲法に立脚して合法的に運んだことでも、天皇はその時の考へ一つで裁可となるか、却下されるか、わからぬということでは、責任の位置にいることはできない。このことはとりもなおさず、天皇が憲法を破壊したといふことになる。立憲国の天皇としてとねぐらざる態度である。断じて許されないことである。しかし終戦のときは全く事情を異にする。あの時はポツダム宣言の諸否につき両論対立し、御前会議で鈴木（首相）は私に両論のいすれをとるべきやを聞いた。ここで私は何人の権限を犯すことなく、また何人の責任にも触れることなしに、自由に私の意見を発表して差支ない機会を初めて与えられた。またその場合私が裁決しなければ事の始末はつかない。それで私は戦争を終止すべしとの裁断を下し、戦争は終った。しかしこのことは私と肝胆相許した鈴木であったから、できたのであった。

木戸内大臣が極東国際軍事裁判に提出した「木戸日記」によると、「一旦政府がそれを承認した場合には、たとえそれ以前に陛下が、御自身の御見解をのべさせられ、または政府に慎重たるべき旨を御注意になり、あるいは政府の採らんとする態度に反省を促された事柄でも、国策として奏上せられた政府の決定を御裁可になることは、近代日本の建設者であらせられる明治天皇以来、厳重に順守せられたる伝統として、天皇の守るべきところであったのであり

ます」とあって、陛下は「内心不安を感じながらも、政府の奏請したものは御裁可される」のである。

○ 日本に二つの政府

「軍閥興亡史」の著者伊藤正徳は「軍閥よく国を興し、軍閥また国を亡ぼす。これが明治維新から八〇年の日本の歴史であった」と喝破し、「日本の近代史の半分は軍閥興亡史である。あるいは半分以上かも知れない」と説き、しかもその「軍閥史の約半分を占める重要性をもつものが、陸海軍大臣の任用資格を現役の将官に制限した制度である」と定義している。実はこの軍部大臣の任用資格に関しては、英米における日本史研究の大家サンソム、ライシャワー両先生からも、夙にこの制度の危険性が指摘されている。それは明治二八年山県有朋の提議によって制定された勅令を指すのであるが、サンソムによると「この勅令は明治憲法の発布よりも、板垣の自由党の敗北よりも、より重大な政治的効果を伴う行為でありえたと考えられる。山県の意中は知る由もないが、同時に厳重な文官任用令が発布されたことから推察すると、政党出身の獵官者に対し、練達有能な官僚の立場を強化せんがためと解釈される」とのべている。

しかるにこの制度は大正二年三月山本権兵衛内閣当時原敬内相の努力によって「現役」の二字が削除され、予備、後備、退役の将官をも任用されることに改正されたが、昭和一一年の二・二六事件直後広田首相が陸軍との政治的取引としてこの勅令を最初の原形に復帰させ「現役」に限ることになった。その結果サンソムによると今後は(1)いかなる人が内閣を組織するにせよ、軍部大臣の任用のみならず、他のいかなる閣僚をも陸海軍の同意を取付けえない限り、自由に閣僚を選択することが不可能になつた。(2)また文官出身の閣僚は軍部の好戦的政策を拒否することが不可

能になり、天皇の「外交大権」は自由を失うことになった。⁽³⁾更に戦になつて戦争を終結せんとしても、軍部の同意をえない限り天皇の「講和大権」は行使できなくなつた。小磯内閣がこの勅令を利用して終戦を阻止したのがその実例だとのべている。東京国際裁判の「判決」にも、この勅令の復活によつて、「内閣を成立させたり、倒したりすることができる、一々の武器を軍当局の手に与えた」とある。事実、広田自身の内閣が倒されたことも、宇垣内閣が成立しえなかつたことも、米内内閣が倒されたことも、また小磯内閣が倒れるまで日本政府が戦争を終結させえなかつたことも、すべてこの勅令の乱用によるものであつた。

軍部大臣の資格制限制度とともに、軍部の專横跋扈を許し日本を亡國の瀬戸際まで追い込んだ今一つ乱用された制度は、天皇の統帥大権の輔弼機關たる參謀本部と軍令部とが、あたかもかれら自身が大権の主体かのとく僭上し、天皇の名において無拘束にこれを行使したことである。殊に統帥権を通常の意義でなく、不當に拡大解釈して適用するのみならず、甚しきは後述するごとく、國家の安危にかかる重大問題に対しても、事実どちらがつたウソを奏上して陛下を欺き奉つた事例すらある。しかし憲法に忠実な陛下は内閣と統帥部とが一致した決定に對しては、たとえど自身ご反対であらせられても、明治天皇以来の憲法上の解釈慣行に従つて、そのままご裁可あそばされたのである。たとえば米(英)蘭に対する宣戰の詔勅にご署名あらせられたごときその一例であつて、東条内閣は陛下のこのお氣持を尊重し、「これ豈朕が志ならんや」との一匁を書き加えたほどである。

○ 張作霖爆殺事件

昭和三年六月四日午前五時半、北京から帰還中の張作霖が奉天駅に到着する十数分前、かれの特別列車が大爆音と

ともに粉碎され即死した。京奉線と満鉄線との交叉する陸橋の直下に方形爆薬一〇〇個を仕掛け、ボタンを押せば二〇トン級の車輛数台を吹き飛ばしうる強力なもので、張の特別列車通過の瞬間スイッチを切った暗殺計画であった。犯人は関東軍の高級参謀陸軍大佐河本大作であつて、当時奉天にいた朝鮮駐留軍の工兵第二〇連隊の旧部下の将校、下士官を使用しての犯行であつた。日本陸軍の現役高級将校が、外国においてその国の最高指導者の一人を、周到な暗殺計画の下に、日本陸軍の兵器と兵員とを使用して行つた重大な国際的犯罪であつて、内外に大きなショックを与えたことはいうをまたない。河本の遺書には犯罪の動機として「巨頭を斃す。これ以外に満州問題解決の鍵はない。一個の張作霖を抹殺すれば足る」とあって、三年後に勃発する「満州事変」の先駆をによわすものがある。しかし田中義一首相兼外相の対中国政策は、満州は張作霖、中国本部は蒋介石にそれぞれ支配させ、日本は兩人と協調してその権益を擁護せんとするにあつた。当時、張は北京に進出して「大元帥」を名乗つていたが、蒋介石の北伐軍との衝突がさけられない情勢になつたので、田中は芳沢公使をして張を説得し奉天への引揚げを勧告せしめ漸く張を納得させ、事件の前日夜半北京を出発、帰奉の途上不慮の死を遂げたわけで、田中にとつては掌中の珠を失つた観があつた。田中は直ちに宇垣一成大将を招き善後策を協議し、席上「なんたる馬鹿どもか。親の心、子知らずとは、このことだ」と繰返した。

問題は犯人の処罰だが、閣議は二派に割れ、大多数は首相の厳罰主義に反対して頗冠りを主張した。理由は犯人が帝国陸軍の高級将校たることが天下に知られることは國軍の信用を失墜さすというにあつた。閣内には首相がこの事件の真相を陛下に上奏することにすら反対者があつた。首相の第一回上奏では犯人が日本の陸軍軍人たる疑いもあるので、目下調査中につき迫つて正確な結果を奏上する旨を申上げた。翌年の帝国議会での質問にも調査中との答弁を

つづけた。しかしその後陛下から「催促があつたので、田中は遂に前後矛盾する、ウソの奏上を行つたため、夙に事件の真相を承知あらせられた陛下からお咎めをうけ、ご信任を失つた場面が発生した。そのため田中内閣は昭和四年六月二九日総辞職し、田中自身も同年九月二九日急死した。

○ ロンドン海軍条約

日本海軍の発達史上最大の悲劇は昭和五年四月二二日ロンドンで調印の海軍縮条約をめぐる統帥権問題であつた。ロンドン会議の争点は「戦闘艦」に関してはワシントン条約で日米間の比率が十対六になつてゐるから、この会議の主題たる「巡洋艦」に関しても同一の比率でよいではないか、というのがアメリカ側の主張であったが、日本側では巡洋艦の比率は割増の十対七でなければ、日本自身の安全を守りえないと主張하였다。しかるに会議は四ヶ月を費しても妥結の目途がないので、若槻主席全権は意を決し、先づマクドナルド英首相を訪問し、日本の主張は日本国民一致の希望なので、この主張が全部承認されえないなら、私は会議を打切つて引揚げたい。もし日本の主張が若干修正されて条約になれば、国民の非難は私一人に集中され、私の名譽も生命もどうなるか図り難い。しかし私の尽力でなんとか条約がまとまれば私の名譽とか生命など意に介しない。故に英米両首脳において私の微衷を諒とし、日本の主張の主要な点を是非承認されたいと訴えたところ、マ首相は顔色を変えたまま可否を言わず黙して握手し別れた。若槻がホテルに帰ると米国主席全権スティムソン国務長官から電話があつて、明朝かれのホテルに往訪を求めてきたので、若槻は斎藤博（後の駐米大使）を通訳に帯同して、スティムソンを往訪したところ、昨日マ首相と会見されたと聞いたが、本当かと尋ね、それなれば日本はどれほどの「巡洋艦」をもちたいのかと質問した。若槻が計

算を始めるとス長官はリード全権を呼び入れ、リードに計算さすと「巡洋艦」の比率はアメリカの「六割九分七厘五毛」に当ると答えた。若槻は「まだ二厘五毛不足する」と答えるよう斎藤に通訳を命じたところ、斎藤はそのままアメリカ側に通訳せず、若槻に向つて「アメリカが六割九分七厘五毛というのは、結局、七割と同じことなのだが、アメリカ全権としてはロンドンで条約に調印しても、帰国して上院の批准をうけねばならない。上院では多数の議員が議論するので、七割では大きな譲歩として騒ぐ議員もある。アメリカの全権たちはそれを心配して六割九分七厘五毛といえば、いくらか譲歩したが全部譲歩したわけでもないことになる。それがためこのような数字が出されたと思う。だからまだ二厘五毛不足だなどといわなの方がよろしい」と忠告し、アメリカ側に通訳せず日本の全権に忠告したので、若槻は斎藤の忠言をいれ、この辺で我慢しなければならないと考え、その旨を通訳せしめた。霞が関の俊才斎藤の英知がロンドン会議を救つたのである。

次の「潜水艦」問題は日米同数に合意したので、若槻は条約の調印を決意し政府に請訓して許可を求めたが、政府の回訓は容易に到来しなかった。若槻はもし政府の回訓が否定的か、または重大な修正を要求するものであれば、断然全権委員を辞職する決心であった。一週間以上を要した政府の回訓は、二、三の非重要事項に米英の同意を取付けた上、条約に調印を許可したものであつた。なお政府のこの回訓は浜口首相が上奏裁可をえたものだが、首相の上奏に先ちこの条約に反対の加藤寛治軍令部長が上奏せんと試みたが、牧野内府の注意によりあとまわしにされた事件があつた。しかし加藤は容易にその反対を断念せず、「統帥權干犯」の大施を擲げ、枢密院における条約の批准阻止の戦術に訴えた。政友会の大義總裁がこの問題を政争の具に供し、民政党の浜口内閣を打倒せんとしたためますます紛糾した。惟うに天皇の軍事大権は軍政大権と軍令大権とに分れ、前者は「陸海軍の編制と常備兵額」を決定する大

権であつて、予算を伴う事項であるため内閣の輔弼事項に属し、後者は統帥権とよばれ参謀総長と軍令部総長との輔弼事項とされている。従つて巡洋艦と潜水艦の「兵力量」を定めたロンドン条約は当然内閣の輔弼事項に属するにかかわらず、加藤はこれをも統帥事項に含め、内閣が所管せんとすることは、統帥権の干犯だと主張したのである。明かに統帥権の不当拡大解釈である。浜口首相は枢密院で「憲法上、統帥権も、兵力量決定権も、条約の締結権も、天皇の大権として天皇に統一されている。然らば一つの大権が他の大権を侵犯するといふが」ときことはありえない。行政の輔弼機関と統帥の輔弼機関との権限争議ならば、「天皇の大権とは全然別の問題だ」と加藤の干犯論を反駁した。枢密院は陛下ご親臨の下に満場一致でこの条約の批准を可決した。しかし浜口首相はその後間もなく東京駅で佐郷屋留雄（二三歳）に狙撃され重傷を負つたが、見舞の幣原外相に「男子の本懐だ」とのべ、翌年八月二六日死亡した。

○ 三月事件

三月事件とは昭和六年三月二六日を期し、陸軍将校の一団と民間の右翼団体とが提携して、帝国議会を占領し、議場に闖入して内閣の辞職を強要し、宇垣大将を首班とする軍政府を樹立せんとする計画であった。右翼の大川周明をして都内の要所に爆弾（橋本欣五郎が保土谷の火薬工場から引出し、参謀本部の建川部長の部屋にかくす）を投ぜしめて混乱状態を醸生し、帝国議会を保護するとの名目の下に歩兵三連隊で議会を包囲し、将校の一隊が議会の演壇を占領して宇垣内閣の樹立を勧告するとの筋書であった。この計画は「桜会」の中心的人物たる橋本欣五郎、根本博の両中佐、田中清、坂上義郎の両少佐が、品川の重藤千秋大佐（参謀本部の支那課長）の自宅で作成したものである。「桜会」とは

昭和五年一月橋本欣五郎ら三名の陸軍中佐が発起した団体であつて、少數の決死的将校が結束して軍部の独裁政權を樹立し、國家の改造を行わんとするもので、身を挺して「昭和維新」に邁進することが目的だと標榜していた。宇垣大將は大川周明から出馬を懇請した長文の書簡を受取つて、初めてかれらの容易ならざる計画を知り、直ちに杉山陸軍次官と小磯軍務局長を呼んで真相を確かめ、即時かれらとは無関係だと命じた。宇垣自身は極東軍事裁判で「大川博士らが政府顛覆を陰謀し、私が革命政府の首班に予定されていたが、私は陸軍を使って革命計画を遂行せんとするがごとき一切の計画を即時中止し、かつその旨を共謀者たちに通告するよう命じた」と証言している。かくして宇垣の一令により国家の不祥事、陸軍の不名誉が寸前に救われたが、青年将校の間には、かつての軍縮陸相たる記憶と併せ、宇垣の不評判が増大した。

○ 滿州事変

昭和六年九月一八日勃発の満州事変は日本國家の命取りに發展した日本陸軍の大陰謀であった。アメリカ政府は公式に満州事変を日米戦争の発端と記録している。満州事変の筋書は関東軍作戦主任石原莞爾中佐、参謀谷正少佐、高級参謀板垣征四郎の三人が、旅順の関東軍司令部二階の一室で極秘裡に研究作成したもので、板垣は当初関東軍單獨で行うことに不賛成であったが、石原の熱意と理論とに動かされ、事変の前年石原工作の主将たる大役を受諾し、更に今田大尉を加え四人だけで満州事変を製造したのである。かれらが鉄道の爆破、北大營の夜襲、奉天の占領、全滿州枢要都市の占拠、各種の擾乱工作、朝鮮軍との連絡、東京の軍中央部の誘導など、事変方式をつくり上げたのは、事変勃発の年の一月頃であった。朝鮮軍参謀神田正種中佐に大要を示してその全面的賛成をえ、東京では参謀本

部の橋本欣五郎と根本博との両中佐に打明け原則的な協力約束を取付けた。問題は四人の参謀だけで決行の時期と方法を独断決定し、関東軍司令官本庄繁大将にも、参謀長三宅少将にも全然知らされていなかったことにある。本庄大将は終戦の日ピストル自殺を遂げ、その際「満州事変に関する全責任は私にある」と遺言しているが、自殺の動機は別として、一四年以前の出来事に対し、何故こんな「ニセの遺言」を行わざるをえなかつたかは読者の推測に一任する外ない。

石原はこの計画が万一失敗に終つた場合、軍の中央部が関東軍を見殺しにしない了解を取付けることを忘れなかつたと同時に、計画は「九月二一八日夜」に決行と定め、実行部隊には演習を行わしめ、旅順から秘密裡に二八サンチ要塞砲を分解輸送して奉天の第二九連隊の兵営内にそなえつけ、北大営に照準を合わせておいた。

しかるに意外なことは「九月一五日」橋本欣五郎から「計画露見、建川少将中止勧告に出発す。至急対策を練られたし」との急電が奉天に届いた。建川の奉天着は「九月一八日」夕刻だが、もしかれば陛下の中止命令を携帶すれば、直ちに服従する以外にない。そこで建川の到着以前に予ての計画を決行しなければならないことになった。従つて九月二八日の決行予定日を「九月一八日」に繰上げ変更することに一致した。一方、奉天に到着した建川は直ちに料亭に導かれ、要件は明朝として、慰労宴に移り、酒豪の建川は上機嫌で九時頃には醉体のままどろんでいた。すると一〇時頃建川は爆音と銃声とに眼をさめし、軍服に着換えて玄関に出ると、数名の兵士が待つていて、「危険ですから外出はお止めするよう上司から命令されて護衛いたします」と部屋に連れ戻され、翌朝まで「軟禁」されていた。北大営が陥落し、奉天が占領された後、漸く特務機関の部屋に案内され、間もなく本庄司令官も旅順から来着した。

満州事変は支那政府が国際連盟に提訴したため、最後まで国連の管轄問題として処理され、日本政府から支那政府に対し日支両国間の紛争だから、両国直接の交渉に移さんと再三申出たが、すべて蔣介石の拒否するところとなり、二年後の国連総会で遂に日本は国連規約、不戦条約、支那に関する九国条約を破つた侵略者たる烙印を押され、国連を脱退したため国連常任理事国たる地位も失い、自由世界の孤児に転落した。

○ 十月事件

「十月事件」は「錦旗革命」ともよばれ、その性格は「三月事件」と同質な軍人の暴挙であった。昭和六年一〇月一四日を期し、桜会を中心とする将校一二〇名、近衛歩兵一〇個中隊、機関銃隊二個中隊、霞が浦海軍爆撃機一三機、下志津の偵察機四機、横須賀から特選抜刀隊一〇名、民間から大川周明、北一輝、西田税の一団が参加し、閣議中の政府を急襲して首相以下閣僚を斬殺（長勇少佐指揮）、警視庁占領（小原大尉担当）、陸軍省と参謀本部を包围し、上官を強要して革命に同意せしめ、反対者は捕縛する、東郷元帥、閑院宮、西園寺公を説いて革命将校に組閣の大命降下を上奏せしめ、新政府の首班兼陸相には荒木貞夫、内相橋本欣五郎、藏相大川周明、外相建川美次、海相小林省三郎（霞が浦司令官）との計画であった。

この計画の立案者は橋本と長であつて、殊に長は北京駐在武官でありながら、無断で任地を離れ東京の料亭に潜んでいたという軍紀頽廕の極であった。しかし桜会の他の連中からこの計画は杜撰、時期尚早、大量殺人との反対論が起り、根木、田中から橋本に諫意を促したが拒否されたので、兩人は上官たる今村均大佐に計画を打明けた。今村は直ちに二宮参謀次長に、二宮は南陸相に報告、南は叛乱政府の首相に擬せられている教育総監部本部長「荒木中将」

にかれらの説得中止方を依頼した。荒木は岡村寧次大佐を伴い料亭に潜匿中の橋本と長とを訪ね、夜を徹して会談の結果、一〇月一七日午前三時橋本ら主魁五名は料亭から憲兵隊に連行され、橋本は一〇日、長は一〇日の謹慎刑に処せられ事件は終った。

○ 五・一五事件

現役の青年将校が白星首相官邸に乱入して総理大臣を射殺するなど文明国では見られない暴挙である。昭和七年五月一五日午後五時半頃、海軍将校の四人組と陸軍将校の五人組が首相官邸を襲い、先着の陸軍組がピストルを擬しながら犬養首相から話を聞きつつあったところに、海軍組が到着し「問答無用、打て」の一聲とともに首相の顔面に一斉射撃を行って首相を倒し、九人の一団は「駆足」の号令とともに自動車で逃げた。首相はその夜死亡した。

別動隊は牧野内府邸や警視庁にも手榴弾を投げ、また変電所をも襲つたが無効果であった。これらの暴挙には若干の陸軍士官学校生徒の外、橘孝三郎の指導する愛郷熟生（農業決死隊）が参加し、大川周明これを援助していた。かれらの目的は軍部内閣の樹立であった。

この年の初め衆議院が解散され、二月九日民政選舉対策委員長前藏相井上準之助が、同志の応援演説会に臨み数発の命中弾をうけて死亡した。犯人は茨城県出身の小沼正（二三歳）であった。三月五日三井合名理事長団琢磨が社の玄関で茨城県出身の菱沼五郎（二一歳）のピストル二発で射殺された。犯人たちは「一人一殺主義」で元老、重臣、財閥、政党の巨頭暗殺を企図した「血盟団」に所属し、盟主は支那浪人の日蓮宗僧侶の井上日昭であつて、陸海軍の青年将校とも連絡をもち、現に犯人たちの使用したピストルは霞が浦航空隊の藤井斎海軍少佐が提供したものであつ

た。

二月の総選挙で大養總裁の政友会は三〇三名の絶対多数を獲得したが、党首を失つて政権から遠けられ、後継内閣の首班には西園寺元老の選択により、海軍大将斎藤実に大命降下した。原敬内閣以来一四年間継続した「政党内閣」制度は、青年将校のピストルで吹き飛ばされた。ヒュー・バイアス記者はこの当時の日本を「暗殺の政治、暗殺による政治、暗殺のための政治」と評した著書を出版した。

○十一月事件

昭和九年一一月二二日十数名の青年将校が予算閣議中の首相官邸を訪問し、陸軍予算の増額復活を要請した。実はこの訪問は暴力革命の「偵察手段」であつて、目的は襲撃の下調に外ならなかつた。この襲撃計画は五・一五事件を遙かに拡大した暗殺革命であつて、村中孝次、磯部浅一（後の二・二六事件の首謀者）らを中心に策定され、内容は重臣、政党と官僚の首脳を暗殺して軍政権を樹立する。首相官邸、議会、警視庁を攻撃目標とする。西園寺公、岡田首相、一木枢相、牧野内府、湯浅宮相、鈴木侍従長、斎藤前首相を第一次攻撃目標とし、高橋是清、若槻礼次郎、幣原喜重郎、伊沢多喜男、財部彪を第二次攻撃目標とする。参加兵力は近衛歩兵第一連隊の第一、第二中隊、同第三連隊の第一、第七中隊、戦車第二中隊一〇台、陸軍士官学校候補生による別動隊とする。兵力は七班に分ち各班に指揮官を定め、各班とも武器は爆弾一〇個と実弾一〇〇発づつとする。週番士官を殺して武器を奪い搬出する。臨時議会の開会第一日の夜半に決行するとあつた。この怖るべき暴力革命が爆発の寸前に發覚した過程は、士官学校の優秀候補生佐藤勝郎が、親友の武藤某が暴挙に加つてるのでかれを救う手段を士官学校の中隊長辻政信大尉に相談したとこ

る、辻は直ちに陸軍次官に急報し憲兵司令官の反対を押切つて、一月二〇日村中、磯部、片岡三将校と士官候補生五名を拘束し、翌年五月将校は停職六カ月、候補生は退校と決定して結着がついた。当時の陸軍将校の異状心理はこの年八月二日相沢中佐が永田軍務局長を斬殺して、新任地台灣への赴任挨拶にまわったことでも立証される。

○ 二・二六事件

二・二六事件は文明國としての日本を否定した悲劇であると同時に、この事件の結果政権武門に移り、軍部は幕府的存在と化した、日本の政治における画期的重要な事件である。昭和一一年二月二六日第一師団の第一、第三連隊を中心とする将校二一名、下士官九四名、兵一、三五八名が数隊に分れ、栗原中尉指揮の三〇〇名は岡田首相を官邸に襲つたが、隅々官邸に同居中の退役松尾大佐を首相と誤認して失敗し、中橋中尉指揮の一〇〇名は高橋藏相を私邸に襲つて慘殺し、安田少尉指揮の二〇〇名は斎藤内大臣邸を包囲し、機関銃で雨戸を破つて闖入りし、ピストルで内大臣を斃し、制止した夫人を傷け、直ちに転じて、渡辺教育監督を私邸に襲い、寝室に乱入して、総監督を射殺し、安藤大尉指揮の一五〇名は鈴木侍従長を官邸に襲い、数発の命中弾で鈴木を昏倒させ、「止め」を刺さんとしたが、夫人の訴えによつてこれを中止して退去した。鈴木は奇蹟的に回復し、終戦時の首相として巧に終戦の目的を達成した功臣になつた。内大臣牧野伸頭の暗殺隊一〇名は二月二六日午前零時半東京を出発し、午前五時牧野の宿泊する湯河原の伊藤屋旅館の別荘に到着し、機関銃を乱射して家内を探したが牧野の姿を発見しえなかつた。そこで牧野を焼き殺す決意で別荘に火を放ち、火焰のうちから老紳士が現わるればピストルを乱射し無差別攻撃を試みたが、牧野は逸早く奥山に避難したため遂に打ちもられた。西園寺公の襲撃は豊橋連隊（日清戦争の玄武門の三勇士の出身隊）の担当で、二月

一五一日陸軍教導学校の将校が下士官と学生一二九名を貨物自動車に分乗させ興津に赴くべく準備したが、当日教導学校教官板垣徹中尉が敢然として兵力使用に反対したため遂に襲撃を中止するに至った。

二・二六事件の政治的効果の最重大な第一点は軍部が國家統治の大権を掌握して幕府的存在と化し、君國の命運を恣意的に弄びうるに至ったことである。第一点は軍部大臣の任用資格を現役の将官に制限した「旧制度を復活」したことで、特に陸軍の場合は三長官の一一致した現役将官が要求されている。この復活は統帥権の乱用と相俟つて日本を亡国の一歩手前まで追込んだのである。第三点は陸軍の上層部が青年将校に媚びて暴徒の順逆を決定しえず、「鎮圧手段実施の進捗せざることに焦慮あらせられた陛下は、本庄侍従武官長に対し、朕自ら近衛師団を率いてこれが鎮圧に当らんと」(「本庄日記」)、叛乱軍の性格を明確にされた御聖断を下されたことである。

○ 日支戦争

昭和一二年(一九三七年)七月蘆溝橋事件に端を発した「支那事変」は実質的には大規模な本格的戦争にかかるらず、総理大臣たる近衛公すら知らぬうちに「開始」され「実行」がつけられた。これは天皇の統帥大権をその輔弼機関たる參謀本部が、天皇の名を借用して恣いままに軍隊を使って引起した事実上の戦争であった。故にこれは憲法上は内閣の輔弼事項たる天皇の宣戰大権を軍部が壟斷したものに外ならない。閣議の席上大谷拓相が杉山陸相に「陸軍は大体どの辺で軍事行動を止めるつもりか」と質問したところ、杉山は黙して答えなかつた。米内海相が見かねて「永定河と保定の線で止めることに決定している」とあっさり答えた。すると杉山は顔色を変え「君、こんな場所で、そんなことを言っていいのか」ととがめた。閣議の席上を「こんな場所」とは何事かと憤慨した大臣がいた。

近衛首相はこのことを陛下に奏上し、國務と統帥とが全然遊離しては、國家國民に不測の不利を招くと言上したところ、陛下は「總理の言うことは尤もであるから、暫く考えさせてくれ」と仰せられ、三日ほどたつて「先日のことを陸軍大臣に申したところ、陸軍としては『政黨出身の大臣』が同席する閣議で、作戦に関することは言えない」ということだから、今後統帥に関しては自分（陛下）から總理と外相とに申し伝えることとする。なお今回の北支作戦は永定河と保定の線で軍事行動を停止するとのことである」と仰せられた。これによると陸軍は陛下にも作戦の真実をかくしていたことが明かである。

実はこの年（昭和一二年）一月一一日衆議院本会議で政友会の老将「浜田国松」が、軍部の政治干与を激しく攻撃して寺内陸相と対立し、遂に陸相の辞任となつたが、同時に広田内閣も軍の圧力で總辭職した。宇垣大將に組閣の大命が降下したが、陸軍の反対で流産し、林大將の内閣が成立したが短命で、六月一七日第一次近衛内閣が成立し、一カ月を待たずして日支戦争に突入したのである。

○ 日独伊三国同盟

三国同盟は日米戦争の三大事由の一であつて、第二次近衛内閣の松岡外相の強力な推進によつてスター・マー特使と松岡外相自身との直接交渉で極めて短期間に締結され昭和一五年九月二七日ベルリンで調印された。内容は「歐州」における「新秩序」建設に対する独伊の「指導的地位」を日本が承認し、「大東亜」における「新秩序」建設に対する日本の「指導的地位」を独伊が承認した、歐亜二大陸の分割支配を目的とする極めて野心的な条約である。

満州事変以来国際的に孤立した日本は「溺れる者は蛇をもつかむ」みじめな状態に陥り、世界の二大悪童とよばれ

たヒトラー、ムソリニーの陣営に飛び込み、伝統的な友邦米英を敵とする国策の致命的転換であって、外交界の長老右井子爵が枢密院でのべたごとく「帝国外交開始以来最大重要問題の一」である。近衛公によるとこの同盟の目的は二つで、一はアメリカの参戦防止、二は対ソ親善関係の確立とあるが、二つとも偉大な錯覚であり、幼稚な希望的観測にすぎなかつた。グルー大使は「日記」に「ドイツの勝利（ヒトラーの電撃作戦の成功）は、強い酒のごとく日本を酩酊せしめ、現在の日本は掠奪国家群におかねばならない。日本は倫理道徳に関する一切の感覚を投げ捨て、公然と恥知らずの日向見主義者と化した。私は暗澹たる気持で九月の日記を閉じるが、これは私が知つてゐる日本ではなくつた」と結び、大統領宛書簡にも「現在の日本は私どもが知り、私どもが愛してゐた日本ではなくなつた」と繰返している。大統領は日独同盟に「新秩序とは最古、最悪の暴政の復活以外のなものでもなく、全人類を支配し奴隸化するための権力と金力との非神聖同盟だ」と罵倒し、ハル長官は野村大使に「過去二千年以来、この地球に現われた最悪の侵略者と同盟した日本が、平和のコースを追求しつつあると、アメリカ国民を納得させることは極めて困難だ」と極言した。

極東国際軍事裁判に提出された「木戸内大臣の日記」によると、「日独同盟の問題は痛く陛下の宸襟を悩ましました。陛下はこの同盟の締結は最後には日米戦争となる懸念を当然起させるという御見解をのべられ、この点を近衛首相と松岡外相とに御下問になりました。しかるに両氏ともこれに対し、この同盟の目的は日米戦争の防止になり、かつもし同盟を締結しなければ、太平洋戦争勃発の危険は却つて大となる旨を奉答しました。このような議論の力によつて両氏は陛下に同盟の御裁可を奏請しました。結果から見れば天皇の御觀察が正しかつたのであります」とある。事実、陛下のご憂慮は至大なものであつて、グルー大使が「皇族のお一方から間接に聞いたところによると、陛下は

近衛首相とともに三国同盟には絶対反対であったが、もし陛下がこれを拒否されるならば、生きながらえないと注意され、近衛に向い君と自分は運命を俱にしなければならないと仰せられた」と「日記」に残している。

松岡が「毅然たる態度を堅持してのみ強力かつ効果的にアメリカを抑制しうるのであって、軟弱かつ微温的態度では侮蔑と危険を招くのみ」と豪語したことは、生囁りのアメリカ通がいかに危険な存在であつて、遂には祖国を滅亡の淵まで追込むに至つたのである。なおこの年（昭和一五年）六月二二日パリが陥落し、「バスに乗り遅れるな」とのスローガンの下に、外交政策の大転換を要望した陸軍は、畠陸相を辞任せ後任を出さず、米内内閣を崩壊させ、七月二二日第二次近衛内閣の成立となり、民間の態勢は中野の東方会を初め、社大党、民政党と相次いで「解党」し、代つて「大政翼賛会」が発足した。パリの陥落は日本の陥落につながる歴史の教訓を付言したい。

○ 戰争決意の御前會議

昭和一五年九月六日の御前會議の前日、近衛首相は政府統帥部連絡會議作成の「帝国國策遂行要領」を陛下に内奏したところ、陛下から「これを見ると一に戦争準備を記し、二に外交交渉をかかげ、戦争が主で外交が従かの」とき感じをうける。この点、明日の會議で統帥部の両総長に質問したい」と仰せられたので、「今直ちにお召しになつてはいかがか」との首相の奏上によつて、両総長の参内となり、首相も陪席を許され、陛下から両総長に首相に対すると同一の御下問があり、両総長からあくまで交渉を行い、交渉不調の場合、戦争を準備するとの首相の見解と同一の奉答を行つた。

次いで陛下は杉山參謀総長に対し、「日米間に事起れば陸軍としては、幾許の期間に片付ける確信があるか」との

御下問があつたので、杉山は「南洋方面だけは三カ月位で片付けるつもりであります」と奉答したところ、陛下は杉山に対し「汝は支那事変勃発当時の陸軍大臣であり、その際陸軍大臣として事變は一カ月位で片付くと申したと記憶する。しかるに四カ年の長きにわたり、いまだに片付かんではないか」と仰せられた。杉山は恐懼して支那は奥地が開けており、予定通り作戦ができなかつた事情を、くどくど弁明申上げたところ、陛下は励声一番、杉山に対し「支那の奥地が広いといふなら、太平洋はなお広いではないか。いかなる確信あつて三カ月と申すのか」と仰せられ、杉山はただ頭をたれなんら奉答をなしえなかつた。そこで永野軍令部総長が杉山参謀総長に代つて、「統帥部として、大局から申上げます。今日の日米関係を病人にたとえれば、手術をするか、しないかの瀬戸際に来ております。手術をしないでこのままにしておけば、だんだん衰弱してしまう虞があります。手術をすれば『非常な危険はあるが、助かる望みもないではない』」この場合思い切つて手術するが、どうかという段階にあるかと考えられます。統帥部としてはあくまで外交交渉の成立を希望しますが、『不成立の場合は思い切つて手術しなければならんと存じます』。この意味でこの提案に賛成しております」と奉答した。陛下は重ねて「統帥部は外交に重点をおく主旨と解するが、その通りか」と念を押され、間接に戦争にはやる軍部を戒められている。永野は「手術をすれば非常な危険はあるが、助かる望みもないではない」と、戦争しても全く勝利の自信なき、心細いが、正直に、日米戦争の帰趨を奉答している。

九月六日午前一〇時から御前会議が開かれ、劈頭、原枢密院議長から陛下が前日首相に御下問あつたと全く同一の質問を行つたところ、「内閣」を代表して海軍大臣が答弁したが、「統帥部」からは誰も発言がなかつた。その瞬間、突然、陛下から「只今の原枢相の質問は洵に尤もと思う。これに対し統帥部がなんら答えないことは甚だ遺憾であ

る」との御発言があり、御懐中から紙片をお取出しになり、明治天皇の御製「よもの海、みなはらからと思う世に、なぞなみかぜの立ちさわぐらむ」（日露戦争当時の御製）をお読み上げになり、「余は常にこの御製を拝誦して、故大帝の平和愛好の御精神を紹述せんと努めているものである」と仰せられた。満坐肅然、暫くは一語を発する者もなかつた。やがて永野軍令部総長が立つて「統帥部に対するお咎めは恐懼に堪えません。実は先程海軍大臣が答弁いたしましたのは、内閣、統帥部双方を代表したものと存じ沈黙しておりました次第であります。統帥部としてはもちろん海軍大臣のお咎めした通り、外交を主とし、万やむをえざる場合、戦争に訴えるという主旨に変りはございません」と答えた。かくて御前会議は未曾有の緊張裡に「外交交渉により、一〇月上旬に至るもなお、わが要求を貫徹しうる日途なき場合においては、直ちに対米（英、蘭）開戦を決意する」との決議を採択して散会した。

陛下は明治天皇以来の憲法上の解釈に従つて、内閣と統帥部が一致して決定した事項に対しては、たとえ御自身御反対であつても、これを御裁可になる慣行であつた。しかし、かかる決定に対する責任はかかる決定の輔弼者たる内閣と統帥部にあることはいうをまたない。故にもしこの御前会議の記録の読者にして、御前会議の決定に対する責任は陛下にあると結論する者がありとすれば、かかる読者は痴呆症患者以外のなにものでもありえない。読者はむしろ天皇の統帥・大権の輔弼者たちが、自ら大権の主体たるがごとき、主客転倒の振舞を咎むべきが本筋たることを悟らねばならない。

近衛首相の解釈による御前会議のこの決定には「日途なき場合」とあるのだから「日途あり」として開戦の決定をしないことも差支なく、また「開戦の決意」は行つても「開戦す」とはないのだから、たとえ日米交渉が不成立に終つても、経済断交のまま戦争なしで行くこともできる。事実、政府にはやむをえない場合、かくして徐々に第一段の

方策を講ぜんとの考え方もあつたし、一月二九日「重臣」たちの意見を求められた場合にも、近衛はこの見解を陛下に奏上している。しかし実力者たる統帥部がこの解釈に同意しているとの保障はなかつた。

近衛首相は御前会議の直後、極秘裡にグルー大使と会見し、この内閣をおいて外に日米交渉成立の機会はない。この機会を逸しては交渉成立は望めない。故に一日も早く大統領と会見して、根本問題に意見の交換を行いたいと申込んだ。グルーは直ちに大統領に電報すると約し、「自分が外交官生活を始めて以来、最重要的電報になる」とのべた。

○ 開戦決定の御前会議

昭和一六年一〇月一八日は東条内閣が成立した日本にとって運命の凶日であつた。東条は即日陸軍大将に昇格、現役に復せられ、陸相と内相とを兼任した。第三次近衛内閣の崩壊は東条が「陸相」として、アメリカ政府提案の三大条件の一たる支那からの「撤兵」を拒否して譲らなかつたことにある。そんな男を首相に推薦したのは木戸内大臣であつたが、「陸相」として近衛内閣を潰してまで撤兵に「反対」した東条が、「首相」になつたら撤兵に「同意」するだろうと考へたとすれば、木戸の頭脳を疑わざるをえない。木戸の罪は大である。東条は近衛との会談で「総理は悲観にすぎない。アメリカにも弱点はあるはずだ」とか、「撤兵問題に対する見解の相違は、性格の相違です」とか、「人間はたまには清水の舞台から、目をぶつて飛び降りることも必要だ」とか口走つたと近衛は書き残している。これでは全くカラダを張つて大バクチを打つ無頼漢の心理状態に均しい。こんな無頼漢に大日本帝国の命運を翻弄されながら、政党は既に自殺を遂げ、帝国議会は建物を残すのみで、この無頼漢を制御するいかなる権力も存在せず、国民は戦々兢々として憲兵の訪問を恐れているのみであった。

東条内閣は成立後連日、政府大本営連絡会議を開き、日米国交調整の根本方針を審議した結果、日本政府の最後案に意見の一一致を見たので、一月五日「御前会議」で最終的にこれを決定した。天皇陛下は終始無言のままであらせられた。日本政府のこの最終的決定は最後通牒の形式を避け、交渉過程の提案のごとく野村大使からハル長官に手交された。しかし長官は日本の暗号電報解説によって、それが「最後通牒」たることを知った。外交的には事実上絶望状態に陥つたが、アメリカとしては戦争を避けるか戦争を遅らせるため、あらゆる手段を尽さねばならない。特に陸海軍長官、参謀総長、海軍作戦部長は、アメリカの戦備を用意するため時間を稼ぐことを主張した。ハル長官は大統領とも熟議の上、日本の提案に対し、「合理的な対策」を提出することに決し、いわゆる「ハル・ノート」を作成して野村大使に手交した。

しかるにアメリカ政府が解説した野村大使宛暗号電報によると、「今次の交渉はハル・ノートに対する日本政府の見解（二、三日中に追電）申入れをもって、実質的には打切とする外ない情勢なるが、先方に対しては交渉破裂の印象を与えることをさけたいから、貴方においても目下なお請訓中であつて政府の意向を詳かにしない。貴使限りの意見として、これまで日本が公正な主張をしたこと、特に太平洋の平和のため、しばしば難きを忍んで犠牲を敢てし協調的態度を示したにかかわらず、アメリカ側はこれに対応せず、交渉成立を至難ならしめたことを説明されたい」とあつた。ハル長官は来栖大使の使命は、日本が攻撃を開始する準備を完成するまで会談をつづけ、アメリカをダマスにあつたと解釈した。

ハル・ノートの検討は一月二七日「政府大本営連絡会議」、翌日の「閣議」で行われたが、いずれも「開戦」やむなしとの意向であった。しかるに陛下から東条に「事件決定以前」に「重臣」（首相の前歴者で、昔の元老のごとく啓

沃の権威をもたなかつた) たちの意向を知りたいとの仰せがあつた。一月二九日重臣たちは宮中において先づ東条から対米交渉の経過を聴取し、次で午後二時から三時まで天皇陛下に引見され、政府からは東条のみ参列した。陛下から先づ「大変難しい時代になつた」とのお言葉があり、八人の重臣がそれぞれ意見を言上し、結局、林、阿部の両陸軍大将を除き、残りの六人は岡田、米内の両海軍大将を含め、開戦に「不賛成」であつた。殊に若槻が最後に「日本の自存自衛の必要とあれば、たとえ敗戦を予見しうる場合といえども、国を焦土となしえても、立たなければなりませんが、ただ理想を描いて国策をお進めになること、たとえば大東亜共栄圏の確立とか、東亜の安定勢力とかの理想に囚われて、國力を使われることは、誠に危険でありますから、これはお考えを願わなければならないと存じます」と言上したことは、空谷の跫音であつて、陛下も全く御同感であらせられたと拝察する。

かかるに翌一月三〇日政府大本營連絡會議はいよいよ開戦と決定し、宣戰の詔勅案の審議に多くの時間を費し、ハル・ノートに対する回答は外務省で立案中であつたが、陸海軍との打合せに手間どつて、翌日の御前會議には間に合わなかつた。

一二月一日の「御前會議」の決定こそ、二千有余年の歴史をもつ日本帝国を、亡國の一歩手前まで追込んだ、死刑の宣告に均しいものであつた。その決定とは「一月五日決定の帝国國策遂行要領に基く対米交渉遂に成立に至らず、帝国は米、英、蘭に対し開戦す」との簡単なものであつた。陛下はこの致命的な御前會議でも、終始一言も発せられず、暗黙の雄弁で開戦に御反対の御意思を表明された。アメリカ政府は終戦後、日本政府の所蔵するこれら「機密文書」の全部を徹底的に精査した結果、陛下に開戦責任を認めうる、なにものも発見できなかつたのである。

天皇陛下宛「大統領の親電」は「一二月七日正午」東京電信局に到着したが、參謀本部の一将校の要求に基き、

「七日午後一〇時半」アメリカ大使館に配達された。一〇時間半の留置であった。グルー大使は「翌日零時一五分」東郷外相と会見し、大統領の親電捧呈のため「陛下に謁見」の取次を要請して辞去した。東郷は親電到着後東条を訪問して「親電」の内容を説明し、次で参内して木戸にこれを伝え、直ちに陛下に拝謁して「親電」の全文を読み上げ、去る七月大統領から親電で同様な申出のあった成行を奏上し、首相と相談して作成した陛下の御回答案を申し上げ、一二月八日午前三時一五分退下した。東郷が海軍省から電話で真珠湾奇襲の成功を知らされたのは午前四時半であつた。

○ ポツダム宣言成立過程

天皇陛下の御下間に對し岡田、米内の両海軍大将は、重臣として、対米戦争には「不賛成」と奉答したことは既にのべた。山本連合艦隊司令長官の雄大な戦略も、緒戦の真珠湾奇襲には成功したが、半年後のミッドウェー海戦では航空母艦の主力を失い、たちまち太平洋の制海権と制空権を奪われ、それ以後は各戦場で局部的には武勇談も伝えられたが、戦局の大勢は時間の経過とともに不利に陥り、昭和一九年七月サイパンの失陥によって東条内閣は瓦解し、これを継いだ小磯内閣の八カ月間は、敵のなすがままの慘状で、翌年四月四日総辞職し、鈴木終戦内閣が成立した。

当時アメリカでは国務長官がサンフランシスコの国連創立会議に出席し、偶然にも知日派のグルー前大使が長官代理であった。グルーは連合国が天皇制を保存し國体の護持を声明すれば、日本は戦争をやめるとの見解に、大統領および陸海軍長官、特にスティムソン陸軍長官の支持を取付け、国務省で立案したその趣旨の声明文をポツダム会議に出席の大統領に隨行する新任の国務長官バーンズに手交した。しかるにバーンズはハル前国務長官の意見を求めたと

ころ、ハルが強くこれに反対したので、バーンズは国務省案に言質を与えたかった。

舞台はポツダムに移るが七月一六日スティムソンは大統領に陸、海、国三省作成の対日宣言案を提出し、翌日原爆実験成功の報告をうけた。しかるに七月一八日統合参謀本部議長から大統領に三省作成の対日宣言案に対し「この上の侵略行為に対する適当な保障を条件として、日本国民はかれら自身の政治形態を自由に選択できる」との修正申出があつた。日本の政治形態は日本人自身に自由に選択さすべきだとは、カイロ会議で蔣介石がローズベルトに答えており、国務省内でも有力な支持者をえた考え方であつた。結局「ポツダム宣言」では連合国の大領軍は「占領の諸目的が達成され、かつ日本国民が自由に表明した意思に従つて、平和的傾向な責任をもつ政府が樹立せらるべき直ちに撤退される」と決定し、チャーチルと蔣介石の同意をえて「七月二六日」発表した。翌朝モロトフから「三日発表延期の要請があつたが、既に新聞、通信社に渡した後であつたこと、事前にロシアに相談しなかつたのは、ロシアがまだ対日戦争に参加以前だからであつた。

天皇制保持の保障を与えよとのグルーの主張を、宣言内に挿入するか否かは、日本が宣言を受諾するか否かの岐路なので、スティムソンは大統領に「もし日本が受諾を済るようであれば、外交上の経路によつて、口頭で日本人に保障を与えるよう、大統領の御配慮をえたい」と申出たところ、大統領は心に留めその世話をすると答えた。

日本政府は後述するごとくポツダム宣言を受諾するに當り、その受諾は主権者としての天皇の大権を害する要求を、含まないものとの了解に誤ないかと連合国に質問したところ、「日本の最終的統治形態は、ポツダム宣言に従い、日本国民の自由に表明した意思によつて決定される」との回答があつた。

七月二七日早朝ラジオ放送でポツダム宣言の内容を知つた東郷外相はこれは「無条件降伏」でなく、「有条件的」だ

から和平の基礎となりうるから、暫くノーコメントで観望し、近衛特使派遣に対するソ連の返事を待つ方針であった。東郷がソ連を見損っていたことは大きなミスであった。一方軍部は政府の沈黙は前線将兵の士氣に関するからと強硬な声明を要求した。そこで鈴木首相は「七月二八日午後四時」から記者会見を行い、「私は三国共同声明はカイロ会談の焼き直しと思う。政府としてはなんら重大な価値あるものとは思わない。ただ黙殺するだけである。われわれは断固戦争完遂に邁進するだけである」との致命的声明を行った。ツルーマンもスターリンも「黙殺」を拒絶と解釈したが、これが「当代における鈴木の致命的大失策」たる理由は、ツルーマンに「原爆使用」の根拠を与えた、スターリンに対日戦争参加の口実を与えたからである。元来ポツダム宣言はアメリカ側では「期限付」の最後通牒であつて、「八月三日」までに受諾なければ原爆に訴える計画であつた。東郷がソ連の和平斡旋に不当な期待をかけ、便々と死活的な「五日間」を空費したことは知らないことはいえ惜みても余りあることだ。八月六日の広島原爆に次いで七日にはB29一三〇機、八日には四二〇機が日本の各都市を爆撃したが応答がなかつたので、遂に九日午前一時半には第二回の原爆が長崎を襲つた。

「八月九日午前零時」はソ連の日本に対する「戦争開始の時期」（宣戦通告は前日午後五時）であつて、長崎原爆に「先つこと、一一時間半であつた。理由は日本がポツダム宣言を拒否したため、極東戦争に関し日本政府のソ連に対する調停方の提案はその基礎を失つたこと、日本が降伏を拒否したため、連合国がソ連に対し戦争に参加し急速に平和を回復するよう提案したことだつた。条約はパイの皮と同様で破るためのものだとするレーニン哲学では「日ソ中立条約」上の義務など、当初からその履行を期待する日本側に罪があつたといえる。

○ 終戦の御前会議

八月九日午前一〇時半から「最高戦争指導会議」、午後二時から「閣議」、午後六時から再び「閣議」を開きボツダム宣言の受諾を討議したが、陸相と両総長との三人組が、四条件を主張して譲らないため、遂に午後一二時近くから、「御前会議」が宮中防空壕内で開かれた。先づ首相は書記官長にポツダム宣言を朗読せしめ、次に外相の発言を促した。外相は「今こそ戦争終結の最好機で、天皇の地位すなわち国体の無変更を前提としてポツダム宣言受諾の外ない」とのべ、次に陸相から「私は外相の意見には反対だが、もし三國宣言が天皇の国法上の地位変更を要求せず、在外日本軍の自主的撤退と復員、戦争犯人の国内的処理、保障占領なしでの終戦を許すならばそれに賛成する」とのべた。海相は簡単に外相の意見に賛成し、枢相も外相に賛成したが、参謀総長と軍令部総長とは「戦争は必勝を期しえないが必敗と定めてならない。玉碎を期して一切の施策を果斷に実行すれば死中に活を求める」とのべた。会議は構成員六人が三対三に分れ、時間は八月一〇日午前二時をすぎた。そこで首相は「本日は一同熱心に意見を開陳したが意見はまとまりません。しかし事態は緊迫し全く遷延を許しません。誠に畏れ多いことではありますが、天皇陛下の御恩召をお伺いし、それをもって『本会議の決定』と致したい」とのべ、陛下の御前に進み「只今お聞きの通りでござります。なにとぞ御恩召をお聞かせ下さいませ」と申上げた。陛下は首相に席に帰るよう仰せられ、ややお体を前方に乗出され、「それでは自分の意見をいおう、それは外務大臣の意見に同意である」と仰せられ、お言葉はそれで終りかと思われたが、陛下は「念のため理由を言っておく」と次のような悲痛極まるお心持を切々と御披瀝になつた。

大東亜戦争が始まつてから、陸海軍のしてきたことを見ると、どうも予定と結果とが、大変にちがう場合が多い。今陸軍でも海軍でも、先程大臣と両総長が申したように、本土決戦の準備をしており、勝つ自信があると申しているが、自分はその点について心配している。先日参謀総長から九十九里浜の防備について話を聞いたが、実はその後侍従武官が実地を見ての話では、総長の話とは非常につかっていて、防備は殆んどできていないようである。また先日編成を終つた、ある師団の装備については、参謀総長から完了の旨の話を聞いたが、実は兵士に銃剣さえ行渡っていない有様であることがわかつた。このような状態で本土決戦に突入したらどうなるか。自分は非常に心配である。あるいは日本民族はみな死んでしまわなければ、ならなくなるのはなかろうかと思う。そうなつたらどうしてこの日本という国を、子孫に伝えることができるか。自分の任務は祖先から受継いだこの日本を子孫に伝えることである。今日となつては一人でも多くの日本国民に生き残つてもらつて、その人たちに将来再び起ち上つてもらう外に、この日本を子孫に伝える方法はないと思う。それにこのまま戦争をつづけることは、世界人類にどうでも不幸なことである。もちろん忠勇な軍隊の武装解除や、戦争責任者の処罰など、これらの者はみな忠誠を尽した人たちで、それを思うと實に忍び難いものがある。しかし今日はその忍び難さを忍ばねばならない時と思う。自分は明治天皇の三國干涉の時のお心持も考え、「自分のことはどうなつてもかまわない。」堪え難いこと忍び難いことであるが、この戦争をやめる決心をしたのである。

参謀総長が国家存亡の危機に臨み、畏れ多くも、無を有とウソをついて陛下を欺き奉り、本土決戦の無謀な計画を正当化せんとする企ては、國家国民を救うよりも陸軍の面目を救わんとするモガキとしか解釈できない。殊に陛下を煩わし奉り参謀総長の奏上の真否を逐一確認する手段を余儀せしめるがごとき不忠の極である。「自分のことはどう

なつてもかまわない」と軍部の戦争責任を御一身に負担あそばしても、戦争をやめさせられた陛下の御決意によつて生き残つた日本人と将来生れくる日本人は限りなき陛下の御高徳を永遠に崇えなければならない。時正に八月一〇日午前二時二〇分であつた。

御前会議は首相を除き三対三の対立であつて、首相が外相説に賛成すれば四対三となり、ポツダム宣言受諾説が多数で勝ちを占めたにかかわらず、首相が自己の意見をのべず、直ちに陛下の御聖断を仰いだことには、あとにシコリを残さないとの首相の政治的考慮もさることながら、鈴木首相はかねて信念として歴代の内閣が、国家の運命を決するような重大問題に関する御前会議とか、御裁可とかを、形式的な手続に終らせ、陛下の御意向が反映されていないことに、あきたらなかつたためと鈴木貫太郎伝の著者は書殘している。

日本政府の回答原案には「ポツダム宣言の条件のうちには、天皇の国法上の地位の変更に関する要求は含まれないとの諒解の下に受諾する」とあつたが、平沼枢府議長の主張により、「天皇の国法上の地位」を「天皇の国家統治の大権」なる憲法の表現に修正したものを、八月一〇日午前七時スイス経由アメリカ政府宛発送した。アメリカ側では八月一〇日午前九時（ワシントン時間）ツルーマン大統領が、日本の提案に対する陸、海、國三長官とリーアー提督の意見を求めた。ステイムソン陸軍長官は天皇の存置がアメリカに有利との持論をのべ、すべての日本人が権威の唯一の象徴とみとめる天皇を保存する必要を説き、フォレスター海軍長官は受諾の意思を回答してよいが、ポツダム宣言の目的が明かに達成されうるよう降伏条件を定義することを示唆し、リーアー提督は降伏の実施に天皇を利用しうるだけでも日本の提案を受諾すべきだと勧告した。大統領はバーンズ國務長官に回答の起草を命じ、正午近く出来上つたので直ちに英、ソ、中三国の同意を求めた。中ソ両国はアメリカ案に同意したが、英國は天皇自身に降伏文書へ

の署名を求めるとの賢明性を疑い、「天皇は政府と大本營に署名の権限を与える」これを保障することに修正を提起した。連合国側の回答は、五項目から成り、日本で問題になったのは、第一項の「降伏時から天皇と政府の国家統治の権限は、降伏条項実施のために必要とみとめる措置をとる連合軍最高司令官の制限下におかれる」と、第四項の「日本の最終的統治形態はポツダム宣言にしたがい日本国民の自由に表明した意思によって決定さるべきものとする」であった。

この回答は八月一二日午前零時四五分（東京時間）外務省が傍受した放送でキッチした。しかるに午前八時二〇分参謀総長と軍令部総長とが内閣に先んじて「列立上奏」を行い、この回答は日本帝国を「属國化」し、特に国体の基本たる「天皇の尊厳」を冒瀆するもので、これが受諾は「国家の内部的崩壊と国体の破滅と皇国の滅亡」を招来すると言上した。米内海相は一旦聖断が下つてポツダム宣言受諾に決定しているのに、軽率な上奏を行つた軍令部総長と次長を詰問した。スイス経由連合国の正式回答が東京に到着したのは八月一二日午後六時四〇分であった。八月一三日午前九時から「最高戦争指導会議」が開かれたが、軍部の強硬態度には変化なかつた。午後二時参内した東郷外相は指導会議の模様と、先方の正式回答は不満足ながら受諾の外ないと奏上したところ陛下は外相の主張通りでよいから、その旨を鈴木首相にも伝えよとの御沙汰があつた。午後三時から「閣議」が開かれ松阪法相から皇室の問題を国民の意思で決定することは臣民の感情として相容れないから承服できない。国民に主権があつてこれを決定するとの思想は理念において根本からちがうと主張した。東郷は御聖断の際「戦争継続の見込はない」とのお言葉があつた。「このお思召しを基本として後退の観念を強くするとのべたところ、法相はお思召しとあれば是非もない。御聖断には背けないと引下つた。鈴木首相は「臣子の忠誠からいえば戦い抜くことも考えられるが、自分たちの心持だけは満

足できても、日本の国はどうなるのか。誠に危険千万である。かかる危機を承知の上で御聖断が下されたからには、われわれはその下に御奉公する外に道はないと信ずる。私は今日の閣議のありのままを申上げて重ねて御聖断を仰ぎ奉る所存である」とのべ、意見不一致のまま閣議は午後七時散会した。

○ 最後の御前會議

昭和一〇年八月一四日午前一〇時五〇分宮中の防空壕で終戦に関する最後の御前會議が開かれ、鈴木首相から「閣議においては約八割が原案に賛成せるも全員一致を見るに至らず、重ねて歎慮を煩わし奉ること恐懼に堪えません。この席上に改めて反対の意見ある者から、親しくお聴取りの上重ねて何分の御聖断を仰きたい」と具状した。次いで陸相と両総長の三人から声涙ともに下る「戦争継続論」が展開され、直ちに陛下のお言葉を拝することになった。

ほかに別段意見の発表がなければ、私の考えをのべる。反対の意見はそれぞれよく聞いたが、私の考えは前に申ししたことによりはない。私は世界の現状と国内の事情とを、十分検討した結果これ以上戦争を続けることは無理だと考える。「固体問題」についてもいろいろ疑義があるとのことであるが、私はこの回答文の文書を通じて先方に悪意をもつてこの返答を書いたとは思えない。先方の態度に一抹の不安があるというのも一応は尤もだが、私はそう疑いたくない。要は「わが国民全体の信念と覚悟の問題」であると思うから、この際先方の申入を受諾してよろしいと考える。「どうか皆もそう考えて貰いたい」。更に陸海軍の将兵にとって「武装解除」とか、また「保障占領」ということは誠に堪え難いことだ、その心持は私にもよくわかる。しかし、「自分はいかにならうとも、万民の生命を助けたい」。この上戦争を続けては結局わが国は全く焦土となり、万民にこれ以上苦悩をなめさず」とは、

私としては實に忍び難い。祖宗の靈にお答えできない。和平の手段によるとしても、素より先方のやり方に全幅の信頼をおき難いのは当然であるが、日本が全くなくなるという結果に較べて、少しでも種子が残りさえすれば、さらにまた復興という光明も考えられる。

私は明治大帝が涙をのんで思切られた三国干涉当時の御苦衷を偲び、「この際耐え難きを耐え忍び難きを忍び、一致協力、将来の回復に立ち直りたい」と思う。今日まで戦場にあって陣歿し、あるいは殉職して非命に斃れた者、その遺族を思うときは悲嘆に堪えぬ次第である。戦傷を負い、戦災を蒙り、家業を失いたる者の生活に至りては私の深く心配することである。「この際私としてなすべきことがあればなんでも厭わない。国民に呼び掛ける」とがよければ、私はいつでもマイクの前に立つ。一般国民には今までなにも知らせずにいたのだから、突然この決定を聞く場合動搖も甚しかろう。陸海軍将兵は更に動搖も大きいであろう。「この気持を看める」とは相当困難なことであろうが、どうか私の心持を理解して陸海軍大臣は俱に協力しよく治まるようにして貰いたい。必要があれば自分が親しく説き諭しても構わない。この際、詔書を出す必要もあるから政府は早速その起案をして貰いたい。以上は私の考え方である。

御聖断は下った。これを「國家意思」に直すためには閣僚の責任において、閣議決定の形式を必要とする。反対した阿南陸相も安倍内相も自説を固持せず閣議決定に署名した。よって日本政府は八月一四日午後一一時、スイス経由アメリカ政府に「天皇陛下はボツダム宣言を受諾する詔書を發布され、政府と大本營に宣言実施に必要な文書に署名する権限を与え、これを保障し、軍隊に戦斗の終止、武器の引渡しのため連合国最高司令官の要求する命令を発するよう指示した」と回答した。八月一四日午後六時ワシントンのスイス公使はバーンズ長官に日本の正式回答を手交し、

午後七時、米、英、中、ソ四国首都で同時に発表され日本では翌日正午陛下自らマイクの前に立され「万世のために太平を開かん」（安岡正篤先生が宋の張模渠の文章から選択）との御放送が行われ、三年八カ月の悪戦苦斗は局を結んだ。

○ 天皇陛下とマッカーサー将軍

昭和二〇年九月二七日、天皇陛下がマッカーサー将軍をアメリカ大使館初御訪問に關するマッカーサー自身の記録によると、「私は天皇を懇篤に迎え嘗て日露戦争の終り、私が明治天皇に謁見したことを思い出した。私は天皇が戦犯として起訴されることに対し、天皇ご自身の主張を申立てるため面会を求めたのではないかと不安感をいだいていた。それは連合諸国の中特にソ連とイギリスから、天皇を戦犯のリストに加えるようかなりな叫びがあり、事実、英ソ両国が提出した最初の戦犯リストには天皇の名が首位にあつた。しかしかかる『不正行為に伴う悲劇的な結果』を悟っている私はそんな努力に頑強に抵抗した。アメリカ政府がイギリスの見解に変心しそうなので、私はもしかから行動がとられるならば、少くとも占領軍に百万人の増員を必要とするトワシントン政府に忠告した。理由はもし天皇が戦犯として起訴され、おそらく絞首刑になるだろうが、そうなれば占領軍は日本全国を支配する軍政府を造らざるをえなくなるだろし、おそらく日本国民によるゲリラ戦が勃発するだろと信じたからであつた。かくして天皇の名は戦犯リストから取除かれたが、天皇ご自身はこれらのことすべてを承知していなかつた。

しかし私が心配したことは根拠がなかつた。私の面前に現われた天皇の言われたことは『マッカーサー將軍、私があなたの許に來たのは、戦争の遂行において私の人民がとつたあらゆる行動、並にあらゆる政治的および軍事的決定に対する、唯一の責任者として私自身をあなたの代表する連合諸国の判断に提供せんがためである』というのであつた。

恐ろしい感動が私を襲った。天皇のこの勇氣ある責任のお引受けは暗に『死』を意味するからである。しかし天皇がお引受けにならんとする責任は、『私が完全に知っている事実とは明白に一致しない』のである。だから天皇のこの言葉は骨の髓まで私を感動せしめた。私はこの瞬間、天皇は生れながら皇帝だが、ご自身の権利において、日本第一の紳士に直面していることを知つた。天皇は日本の精神的復興に主要な役割を演じ、天皇の忠実な協力とその熱望とが占領の成功に多くの貢献をした」とある。

○ ベルサイユの教訓

第一次世界大戦を終結したベルサイユ条約第二二一七条には前ドイツ皇帝を「國際道徳と條約の神聖」に対する最高の罪を行つた者として、戦勝国が設けた特別裁判所で「國際政策の最高動機」を指針として裁判するとあつた。しかし皇帝亡命先のオランダが引渡を拒否したためこの裁判は行われなかつた。皇帝裁判の主唱者は英首相ロイド・ジョージであつて、かれがその直前の総選挙において「皇帝を絞首する。戦費をドイツに支払わせる」と選挙民に公約したためであつた。最も戦災を蒙つたフランスも同様に熱心であったが、イタリーになると全く不熱心であり、反対したのはアメリカと日本であった。アメリカはウイルソン大統領がドイツ皇帝を「刑事犯」として裁判することは全く不適当であり道理に合わないことで、そんな仲間に加入することを拒否したため、最高会議では委員会多数の決定を採用せず、「國際道徳」違反に妥協したのである。大統領の見解によると「法律上の罪」ではなく、「政治上の罪」であるから、処罰も「刑事的」なものでなく「政治的」のものでなければならぬとの所信であった。平和会議におけるこの問題の委員会の長であったランシング国務長官の意見書にも、「君主または国家の元首はすべての文明国の国内法、

並に国際法によつて訴追を免除されている」と、「ドイツ皇帝はかかる司法上の免除をうけている」と、「司法裁判所に皇帝を引出すことは国際法上かつて先例のない」ことだとある。

日本の立場は「開戦責任および制裁委員会」において日本委員から「敵国の元首を戦勝国の裁判官で構成する裁判所で裁判処罰することの可否は問題」だとの覚書を提出して留保を行つたことであつたが、ウイルソン大統領親しく牧野全権を来訪し、日本委員の覚書を熟読しその趣旨を了解した上、英、仏、伊三国首相とも熟議した結果、ドイツ皇帝が国際条約を破つて「ベルギーの中立」を侵すことを制止する権力をもちながら、これを阻止せず侵略を承認したことは到底不間に付しえないので、五大国の裁判官から成る特別裁判所で審判する必要を認め、それに關する四大国代表の署名をえた覚書が成立したので日本も同意されたいと申込まれた。牧野全権はこれに対し日本委員の覚書は主として委員たちの専門的考究の結果を陳述したものだが、「国家の元首」に責任を帰することを甚だ不穏とする趣旨なる次第を告げたところ、大統領はこれに対し日本はもちろんイギリスなど立憲制度の君主国は、実際にいて君主は不可侵で責任を負わなものだから、本件のごときも決して「右らの諸国には適用なきもの」と考える旨をのべ、かつ本件成立の場合「ベルギー政府を原告」として提訴せしめ、多分裁判は六週間後に開廷されるべく、しかしオランダが果して皇帝の引渡しに同意するか否か疑いなきをえないとのべた。牧野全権は日本は距離が遠いで裁判官の派遣が間に合いかねるかも知れないとのべたところ、大統領はその問題は篤と實際につき可然措置されうると考える旨をのべたので、牧野全権は西園寺侯と相談の上お答えするとのべて大統領と分れた。結局、同意することに決し、西園寺侯の署名をえた覚書を、大統領に回送した。

東京政府はこれに対し牧野全権たちが四大国首脳の覚書に「同意」されるに至つた事情と理由は十分諒察するが、

日本国内の世論の一部には、法理上の見解並にわが国体に対する国民の信仰上に及ぼす影響に顧み、日本委員があくまで異議を唱えなかつたことを非難し、少くとも日本から裁判官を派遣してその審判に参加せしむることは絶対に反対せんとする氣勢があり、これに対処する政府の施措いかんによつては重大な事態を醸す虞なしとしない。そこでオランダが果して皇帝を引渡すか否かが問題だが、もし引渡しに応じた場合、日本は國家の威信を傷けることなく、本件の審判に参加を辞しうる余地があるか否やの問題に対する全権の見透を電報されたいと回訓し、もしまだオランダの引渡拒否に対し連合国が「威圧手段」を用いんとする場合は断然これに反対されない。日本からの裁判官の派遣も実際上「人選」に困難があり可成派遣をさけたい次第につきお含みの上、可然配慮されたいと訓示した。

第二次世界大戦に関する「極東国際軍事裁判所」の判決は、昭和二三年（一九四八年）一一月四日から言渡が開始され、同年一一月一二日に終つた。キーナン主席検事は、使命を終えて帰国に際し、「天皇問題」に触れた、次の談話を発表した。

天皇が戦犯容疑者として裁かれなかつたのは、戦勝諸国が政治的理由から天皇に免罪の特典を与えることに意見が一致したからである。「証拠の点からみても天皇を起訴する理由はなかつた」。しかし天皇を裁判から除外したのは「連合国の政治的決定」であつて、この点に関してはソ連のスターリン首相すらシビズブ同意を与えた。この決定は政治的であり検察当局のあずかり知るところではなかつたが、いざにせよ、私は主席検察官として「天皇を戦犯として起訴するだけの証拠はないと考えた」。私は個人として天皇自身の立場を証明するだけでもいいから「証人」として出廷させたいと思っていた。しかし同じように国王をいただくイギリス側からそんなことは忍び難いとの反対があつた。マッカーサー元帥の考えもイギリスのこの見解に近いものがあつた。マ元帥の私に語つたところによると、もし天皇が証人として出廷すると、天皇自身はわれわれが「証拠によって見出した天皇に有利な事実」を全く無視して、日本政府のとつた行動に対し天皇自ら全責任を引受けける決心であつた。すなわち「証拠」によつて天皇は立憲君主國の元首であり、法律上また職務上「必ず側近者の輔佐」に基いて行動しなければならなかつたこ

とが「詔明」やねじこるが、それにとかかわぬが、天皇はもし出廷さればいのようないいを曰くの弁解に用いるよつなんといは
切しなからだであらう』

天皇にせよ大統領にせよ国家の元首を、「戦争の開始」とか、「条約の違反」とかの理由で、裁判所で訴追するといふ
は各国の国内法も国際法も均しく禁じてゐる。関係諸国の最高指導者の決定すべき最高度の政治的性
格の問題たるいふはベルサイユ会議が昭々と立証してゐる。極東軍事裁判の裁判長を勤めたウーハップ（日本を最も憎
んでいたオーベルリック人）が判決を宣渡した直後の感想として、天皇と裁判との関係に關し、「天皇が裁判を免除され
たいんだ、疑いもなく、やべての連合国最善の利益に基いて決定されたもので、私の管轄外のいふだあら」との告
白は当然のいふでなければならぬ。

参考資料

- 1 Sansom, G.B., Japan in World History, New York, 1951
- 1) Reichauer, E.O., The United States and Japan, Harvard University Press, 1951
- II Judgment, International Military Tribunal for the Far East, 1948
- 四 Grew, J.C., Ten Years in Japan, New York, 1944
- 五 Sheldon, C.D., Open Season on 'Emperor-Bashing', Mainichi Daily News, September 22, 1976
- 六 What Really Happened at Paris, by American Delegates, London, 1921
- 七 栗原健蔵著、「天皇は眞理か」、和昌堂。
- 八 伊藤正徳、「軍閥與山本」、文藝春秋新社。
- 九 若槻礼次郎自伝、「古風庵回顧録」、読売新聞社。
○ 「近衛文麿手記」、日本電報通信社。
- 一一 「木原口説」（極東国際軍事裁判に提出）。
- 一二 「東條ベヤ」、堀原時三郎著（軍事裁判弁護人）。
- 一三 「キーナン検事と東条被知」（軍事法庭文書）。
- 一四 鈴木貫太郎著。
- 一五 日本外交文書、大正八年下、大正九年下、外務省。